

地震で被害を受けられた状況により、原則として1年以内の期限に限り、市税の納税を猶予（分割納付）できる場合がありますので、下記の問い合わせ先までご相談ください。

【対象となる方】

震災に遭われた方

【問い合わせ先】

収納課

0964-32-1497（直通）

0964-32-1111（内線 1182～1184・1188）